

議会運営委員会行政視察委員長報告

- 1 視察期日 令和7年8月5日（火）
- 2 視察地 東京都八王子市
- 3 出席委員 湯沢美恵、斉藤 章、桜井 卓、小久保博雅、
岡村有正、高橋 誠、工藤日出夫

4 視察項目

〔八王子市〕人口 55 万 9,179 人（令和7年8月31日現在）

- ・ 議会改革について

八王子市議会の視察概要を報告いたします。

1 八王子市議会の概要

議員数は、条例定数 40 人、現員数 38 人です。常任委員会の構成は、総務企画委員会 9 人、文教経済委員会 9 人、厚生委員会 10 人、都市環境委員会 9 人の 4 委員会、その他に議会運営委員会 12 人となっています。

2 議会改革について

（1）委員会所管事務調査について

八王子市議会では、議会基本条例の検証のため、平成 30 年 2 月に議員による内部評価と有識者等による外部評価を実施し、「市民意見の反映と政策立案」が課題として挙げられました。この課題に対し、議会運営委員会は「常任委員会の所管事務調査」を重点的検討事項として、指針となる運営ガイドラインの作成が必要と議長に報告し、令和 2 年 6 月に検討会議が設置され、同年 12 月にガイドラインを作成し、令和 3 年 6 月から「所管事務調査」を実施しています。

所管事務調査は、常任委員会が自主的に調査事項（テーマ）を設定し、

その委員会が所管する事務について行う調査で、行政執行の監視機能の充実及び専門性を発揮した政策提案や提言を行うことを目的としています。ガイドラインは、「目的、調査事項、調査期間、調査手法、日程、正副委員長会議、調査報告、意見のとりまとめ、市民への周知」で構成され、目的において、「八王子市議会会議規則第 105 条第 1 項に基づき所管事務調査を行う」としています。調査終了後は、「所管事務調査報告書」を委員会で作成し、本会議で報告を行います。意見のとりまとめにあたっては、A. とりまとめができない場合は各委員個別の意見として報告する、B. 委員会提言として議長から市長に提出する、C. 委員会提出議案として意見書を上程する、D. 委員会提出議案として条例を上程する、という A～D の段階に留意するようにしています。

令和 3 年度から令和 6 年度までに 4 常任委員会から 9 件の提言が行われており、調査手法は市民へのアンケート調査や市民との意見交換会、現場視察など多岐にわたっていました。調査実施の効果として「行政視察の目的が明確になった」という一方、「調査期間が 2 年間では短い」「調査範囲が委員会の所掌に限定されている」「形骸化の可能性がある」などが指摘されており、また、委員長の調整力が求められること、条例を制定できる職員がいない等、今後の検討課題もあるとのことでした。

(2) 委員間討議について

委員間討議は、八王子市議会基本条例第 11 条第 2 項で「委員会は論点・争点を明確にするため、委員長の裁量により委員間討議の機会を設けることができる」と規定しています。議会運営委員会において平成 26 年 2 月に協議した運用ルール案で試行実施することを決定し、平成 27 年 8 月に正式な運用ルールとしています。

委員間討議の対象は、審査事項のある常任委員会において議案または請

願を審査する場合のみで、委員からの申し出を尊重し、委員会に諮り実施の可否を決定します。提案説明後の質疑の間で実施し、その後討論、採決となります。発言の制限は、委員一人が提示した1議題につき10分以内で、発言の回数制限はなく、指名された委員の答弁も強制ではなく、委員間討議の後に執行部に再度質疑することもできます。

委員間討議が行われた事例として、議案審査において、平成26年第2回定例会「八王子市八王子駅周辺整備基金条例制定について」、平成27年第4回定例会「八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」、また、請願審査において令和4年第3回定例会から第4回定例会「由井事務所開設当時に八王子市が地元住民に約束した水路の改修工事及び近隣未舗装市道の舗装・雨水排水施設等の工事の早期実施を求める請願」、令和5年第4回定例会「学校給食の無償化を求める請願」があります。委員会で否決され委員間討議が行われなかった事例として、令和4年第1回定例会「国民健康保険税の負担軽減を求める請願」があります。

(3) ICT（タブレット端末）導入について

議会基本条例第2条（議会の活動原則）「積極的な情報公開を行い、市民に分かりやすく開かれた議会運営を目指すこと」の規定に基づき、議長の諮問機関として平成27年9月に「八王子市議会ICT検討会」が設置され、6回に及ぶ検討を重ね、平成28年3月に答申を提出しました。

答申内容は、予算等審査特別委員会・決算審査特別委員会のインターネット中継設備導入を優先的に進めることや、個人所有タブレットを活用し公開情報の文書共有システムを導入すること、段階的な拡充を目指す等の5項目で、検討会では全議員へのタブレット配布は時期尚早とし、個人所有タブレットの会議への持ち込みルールの検討を課題としています。

その後、令和２年２月に設置された「議会改革を推進する会議」から「議会のＩＣＴ関連（タブレットの活用等）は速やかに導入すべきである」と答申が出され、令和３年第３回定例会から市議会クラウド型情報共有会議システム（SideBooks）及びタブレット端末を導入しました。タブレット端末を持ち込めるのは、本会議、委員会、代表者会、正副委員長会議とのことでした。

今後の課題として、クラウド型情報共有ツール及びタブレットを単なる情報共有の手段にとどめることなく、画面共有機能等を活用した会議運営、オンラインによる各種会議の開催、採決システムの活用等も積極的に検討すべきであるとし、これらの検討事項を見据え、情報共有を行う執行部側のクラウド型情報共有システムのアカунツ数等についても検討していく必要があるとしています。

以上、報告いたします。

当委員会は、このたびの行政視察の資料分析を進めるとともに、さらに他市の取組の状況を収集し、議長から諮問された事項の他、議会の機能・責務を強化するとともに、市民に開かれた議会、市民の期待に応え、信頼される議会としての議会改革に向けて取り組んでまいります。

なお、詳しい資料は、議長への視察報告書に添付してありますので、必要な方は御覧いただきたいと思います。

令和７年９月２６日

北本市議会運営委員会
委員長 工 藤 日出夫

北本市議会議長 保 角 美 代 様